

宮城県サテライトオフィス進出支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、本県への新たな人の流れをつくることを通じた地方創生の推進を図るため、地方創生テレワーク交付金を活用し、「宮城県サテライトオフィス整備支援補助金」により整備した施設（以下「施設」という。）に入居した企業又は団体（以下「企業等」という。）に対し、予算の範囲内において宮城県サテライトオフィス進出支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象者)

第2条 支援金の交付対象となる者は、次の各号全てを満たす者とする。

- (1) 宮城県サテライトオフィス整備支援補助金により整備した施設を利用する、当該施設の所在市町村区域内に本社、支社、営業所、工場その他これらに類するものを設置していない企業等であること。
 - (2) 官公庁等（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと。
 - (3) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業者でないこと。
 - (4) 政治団体でないこと。
 - (5) 宗教上の組織又は団体でないこと。
 - (6) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。
 - (7) 県税に未納がないこと。
 - (8) 交付申請の日から5年以上、当該施設を継続して利用すること。
- 2 知事は、前項第6号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警本部長宛て照会することができる。

(進出支援金額)

第3条 支援金の額は1企業等につき100万円とし、1回限りの交付とする。

(交付の申請)

第4条 規則第3条第1項の規定による支援金交付申請書の様式は、様式第1号（宮城県サテライトオフィス進出支援金交付申請書）によるものとし、次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- (1) サテライトオフィス利用計画書（別紙様式）
- (2) 宮城県サテライトオフィス整備支援補助金により整備されたサテライトオフィス等を利用することが分かる契約書等
- (3) 法人の登記事項証明書

- (4) 暴力団排除に関する誓約書（参考様式1）
- (5) 継続利用等に関する誓約書（参考様式2）
- (6) 宮城県の県税納税証明書（1月以内のもの）
- (7) 前6号に掲げるもののほか、第2条に規定する対象者の要件を満たすことを証する書類その他知事が必要と認める書類。

2 支援金の交付申請書の提出期限は、契約期間若しくは使用期間の開始日から起算して30日を経過した日（その日が土、日、祝日の場合は、その前日）又は契約期間若しくは使用期間の開始日が属する県の会計年度の3月8日のいずれか早い日までとする。

（交付の条件）

第5条 規則第5条の規定により付する条件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 施設の利用を中止し、又は廃止する場合は、事前に様式第2号により知事の承認を受けること。
- (2) 知事は、第1号の承認をする場合において、必要に応じて交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

（交付決定及び額の確定）

第6条 知事は、第4条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、支援金を交付することが適当と認める場合は、申請者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による審査の結果、支援金を交付することを不相当と認めるとき又は予算上の理由等により支援金を交付することができないときは、書面により申請者に通知するものとする。
- 3 規則第12条の規定による実績報告については、規則第3条の規定による申請書の提出により当該支援金の実績報告があったものとみなし、規則第13条に規定する額の確定については、第1項の規定による交付決定により支援金の額の確定があったものとみなす。

（支援金の交付方法）

第7条 支援金は、規則第13条に規定する支援金の額の確定後に交付するものとする。

（実施状況の確認）

第8条 知事は、支援金の交付を受けた者の施設の利用状況の確認のため、必要があると認めるときは、交付対象者に対して調査を行うことができる。

（返還請求）

第9条 支援金の交付を受けた者は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合は、規則第8条の規定に基づき、当該各号に定める交付を受けた支援金の額を返還しなければならない。ただし、企業等の倒産、災害等知事がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りではない。

- (1) 提出した書類に偽りその他不正がある場合又は施設の利用実態がないことが明らかになった場合 全額
- (2) 交付申請日から3年未満の利用の場合 全額
- (3) 交付申請日から3年以上5年以内の利用の場合 半額

(4) 支援金の交付の決定を取り消された場合 全額

(5) 前各号に掲げる場合のほか、知事が交付した支援金を返還させることが適当と認める場合
知事がその都度定める額

2 支援金の交付を受けた者は、前項の規定により支援金の返還を命じられたときは、当該命令のなされた日から15日以内に納付しなければならない。

3 知事は、支援金の交付を受けた者が支援金の返還を命じられ、前項に規定する期限内に納付しない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(提出部数)

第10条 この要綱により知事に提出する書類の提出部数は、それぞれ1部とする。

(証拠書類の保存)

第11条 交付対象者は、交付申請に係る証拠書類を整理し、支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年7月21日から施行し、令和3年度予算に係る支援金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該支援金に係る予算が成立した場合に、当該支援金にも適用するものとする。

宮城県サテライトオフィス進出支援金交付申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

住 所
（法人の主たる事業所の所在地）
氏 名 印
（法人の名称及び代表者の氏名）
電話番号
担当者職氏名

年度において、補助金等交付規則第3条の規定により、宮城県サテライトオフィス進出支援金を交付されるよう関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 支援金交付申請額 金 1,000千円
- 2 添付書類
 - (1) サテライトオフィス利用計画書（別紙様式）
 - (2) 宮城県サテライトオフィス整備支援補助金により整備されたサテライトオフィス等を利用することが分かる契約書等
 - (3) 法人の登記事項証明書
 - (4) 暴力団排除に関する誓約書（参考様式1）
 - (5) 継続利用等に関する誓約書（参考様式2）
 - (6) 宮城県の県税納税証明書（1月以内のもの）

(別紙様式)

サテライトオフィス利用計画書

【事業者の概要】

名称	
所在地	
業種・事業内容	

【サテライトオフィス利用計画】

	No. 1	No. 2
利用人数		
所属（部・課名等）		
職名		
利用施設名		
利用施設住所		
利用施設での主な業務内容		
利用施設利用期間 （始期～終期）		

※ 部・課名単位で記入し，記入欄が不足する場合は，必要事項を別紙に整理する。

様式第2号（第5条関係）

宮城県サテライトオフィス進出支援金
中止（廃止）承認申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

住 所
（法人の主たる事業所の所在地）
氏 名 印
（法人の名称及び代表者の氏名）
電話番号
担当者職氏名

年 月 日付け宮城県 指令第 号で支援金の交付決定のありました宮城県サテライトオフィス進出支援金について、下記のとおり中止（廃止）したいので、関係書類を添えて承認を申請します。

記

- 1 中止（廃止）予定年月日 年 月 日
- 2 中止（廃止）の理由
- 3 利用再開予定時期（中止の場合のみ）

(参考様式1)

誓約書

当社は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 補助事業者として不適当な者

- (1) 暴力団¹又は暴力団員等²であるとき
- (2) 事業者³の役員等⁴が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき
- (3) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - 1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。
 - 2) 同条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。
 - 3) 同条例第2条第7号に規定する事業者をいう。以下同じ。
 - 4) 個人である場合はその者、法人その他の団体である場合は役員⁵をいう。以下同じ。
 - 5) 業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問、その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

2 補助事業者の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて補助事業を担当する県職員等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

宮城県知事

殿

年 月 日

住所（法人の主たる事業所所在地）

氏名（法人の名称及び代表者の氏名）

印

※ 添付書類：役員等氏名一覧表（法人申請の場合。既存資料（名称は問わない）による代用可。）

(参考様式2)

誓約書

年 月 日

宮城県知事 殿

宮城県サテライトオフィス進出支援金交付要綱（以下「要綱」という。）第4条の規定に基づく申請にあたり、下記のことを誓約します。

記

- 1 要綱第2条第1項の各号いずれにも該当します。
- 2 交付申請の日から5年以上、要綱第1条に規定する施設に継続して入居します。
- 3 要綱第9条第1項の各号いずれかに該当した場合、返還命令に応じます。
- 4 利用状況等、県が行う調査に協力します。

住 所

（法人の主たる事業所所在地）

氏 名

（法人の名称及び代表者の氏名）

電話番号

担当者職氏名

印